

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 13 指定信用情報機関関係）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>Ⅱ. 指定信用情報機関の監督に係る事務処理上の留意点</u></p> <p>Ⅱ－４ 監督指針の準用 指定信用情報機関に関して、「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅲ－２（法令解釈等外部からの照会への対応）、Ⅲ－４（行政指導等を行う際の留意点等）を準用する。</p>	<p><u>Ⅱ. 指定信用情報機関の監督に係る事務処理上の留意点</u></p> <p>Ⅱ－４ 監督指針の準用 指定信用情報機関に関して、「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅲ－２（法令解釈等外部からの照会への対応）、<u>Ⅲ－３－11（書面・対面による手続きについての留意点）</u>、<u>Ⅲ－３－12（申請書等を提出するに当たっての留意点）</u>及びⅢ－４（行政指導等を行う際の留意点等）を準用する。</p>